

経済産業省

20230220保局第1号

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月9日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 辻本 圭助



使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈の一部を改正する規程

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）の一部を改正する案

新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
 改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>I. 使用前自主検査の方法</p> <p>4. 太陽電池発電所</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 負荷試験（出力試験）</p> <p>(a) 試験方法</p> <p>発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。</p> <p>連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。</p> <p>ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及び <u>J E C - 2 4 7 0 (2 0 1 7) (J E C - 2 4 7 0 (2 0 1 8) にて追補)</u> に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(12) ～ (13) (略)</p>	<p>I. 使用前自主検査の方法</p> <p>4. 太陽電池発電所</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 負荷試験（出力試験）</p> <p>(a) 試験方法</p> <p>発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。</p> <p>連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。</p> <p>ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及び <u>J E C - 2 4 7 0 (2 0 0 5)</u> に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(12) ～ (13) (略)</p>
<p>5. 風力発電所</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 負荷試験（出力試験）</p> <p>(a) 試験方法</p> <p>発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。</p> <p>連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。</p> <p>ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた電気器具及び <u>J E C - 2 4 7 0 (2 0 1 7) (J E C - 2 4 7 0 (2 0 1 8) にて追補)</u> に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた交直変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(12) ～ (13) (略)</p>	<p>5. 風力発電所</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 負荷試験（出力試験）</p> <p>(a) 試験方法</p> <p>発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。</p> <p>連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。</p> <p>ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた電気器具及び <u>J E C - 2 4 7 0 (2 0 0 5)</u> に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた交直変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(12) ～ (13) (略)</p>
<p>II-1. 使用前自己確認の方法</p> <p>3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備</p> <p><u>A. 太陽電池発電所</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 設計荷重の確認</u></p> <p><u>(a) 確認方法</u></p> <p><u>検査対象となる電気工作物の支持物の設計荷重が当該設置環境下の荷重として適切に設定されていることを図面等（構造計算書、架台図、載荷試験結果及び地盤調査結果等を含む。以下「II-1. 使用前自己確認の方法 3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備」において同じ。）によって確認する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p>	<p>II-1. 使用前自己確認の方法</p> <p>3. 太陽電池発電所</p> <p>(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>自重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重が、日本産業規格 J I S C 8 9 5 5 (2 0 1 7) 「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」等に基づき設定されていること。具体的には、以下の項目を満たすこと。</u></p> <p><u>①自重は、太陽電池モジュール、支持物及び支持物に取付けられている電気設備（逆変換装置、電線、接続箱、集電箱）等の重量が設定されていること。</u></p> <p><u>②風圧荷重は、アレイ面と支持物のそれぞれの荷重が与えられていること。</u></p> <p><u>③基準風速、地表面粗度区分は当該設備の設置場所に応じた値が設定されていること。</u></p> <p><u>④風力係数は風洞実験結果から与えられた数値、または J I S C 8 9 5 5 (2 0 1 7) に示された設置形態に応じた数値が設定されていること。</u></p> <p><u>⑤積雪荷重の地上垂直積雪量は、 J I S C 8 9 5 5 (2 0 1 7) の算定方法により求めた値が設定されていること。</u></p> <p><u>⑥勾配係数はアレイ面の角度に応じた値が設定されており、アレイ面の積雪が確実に滑落しないと判断できる場合には勾配係数を 1 としていること。</u></p> <p><u>⑦雪の単位荷重は、一般の地方で 2 0 N/cm/m²以上、多雪区域で 3 0 N/cm/m²以上が設定されていること。</u></p> <p><u>⑧地震荷重の設計用水平震度は、 J I S C 8 9 5 5 (2 0 1 7) に示された設置形態（地上設置および建築物等設置）及び設置場所に応じた値が設定されていること。</u></p> <p><u>⑨傾斜地、水上等に設置される設備の場合は、「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」に基づいて付加的に考慮すべき外力を適切に評価していること。</u></p>	
<p><u>(3) 支持物構造の確認</u></p> <p><u>(a) 確認方法</u> <u>図面等での支持物の形状及び寸法、使用材料等が実際の設備の支持物と一致していることを確認する。</u> <u>支持物が各種設計荷重に対して安定した構造であることを図面等によって確認する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>①支持物の架構（部材の組み方や形状、使用材料等）及び寸法が図面等と一致していること。</u></p> <p><u>②図面等に示された支持物（基礎を含む）の架構図をもとに正面、側面、背面の架構について不静定次数の計算を行い、いずれの架構も不静定次数の値が 0 以上の安定した構造（静定・不静定）であること。このとき、部材間の接合部の条件を適切に設定し、不静定次数の算出方法は、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説（令和 3 年 1 2 月 2 0 日）の解釈第 3 条の解説（支持物の架構）を参照すること。</u></p>	(新設)
<p><u>(4) 部材強度の確認</u></p> <p><u>(a) 確認方法</u> <u>部材が受ける応力が許容応力度以下であることを図面等によって確認する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>①全ての部材の形状、断面性能および許容応力度が示されていること。</u></p> <p><u>②部材の許容応力度は、ボルト孔による断面欠損、有効断面積、座屈による低減などが考慮されていること。</u></p> <p><u>③各種設計荷重に対する各部材の応力が示されていること。</u></p> <p><u>④各部材の検定比（＝応力／許容応力度）が 1 以下であること。</u></p>	(新設)
<p><u>(5) 使用材料の確認</u></p> <p><u>(a) 確認方法</u> <u>安定した品質の材料が使用されているか図面等によって確認する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>①日本産業規格（ J I S ）、国際規格（ I S O ）に規定された材料であること。</u></p> <p><u>②腐食、腐朽および劣化しやすい材料については、その対策処理（めっき、塗装など）が施されていること。</u></p> <p><u>③①以外の規格に規定された材料を使用する場合には、その強度特性を明確にしたうえで設計条件に適合していること。</u></p>	(新設)
<p><u>(6) 接合部構造の確認</u></p> <p><u>(a) 確認方法</u> <u>接合部における存在応力を確実に伝える構造であるかを図面等によって確認する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>①全ての接合部についての仕様（形状や締結材の仕様等）が示されていること。</u></p> <p><u>②接合部に作用する応力が示されていること。</u></p>	(新設)

<p><u>③部材間の摩擦によって接合される接合部（単管クランプ、スロット接合等）については、部材間の摩擦力が適切に評価されていること。</u></p> <p><u>④押さえ金具は、荷重作用時の部材の変形を考慮した十分な掛かりしろが確保されていること。</u></p> <p><u>⑤接合強度のばらつきが想定される場合には、そのばらつきを考慮した強度の低減を行っていること。</u></p> <p><u>⑥②に示された応力に対して接合部の外れ、ずれ、大きい変形の発生がなく、接合強度が上回っていること。</u></p>	
<p><u>(7) 基礎及びアンカー強度の確認</u></p> <p><u>(a) 確認方法</u> <u>支持物の基礎およびアンカーは設計荷重に対して上部構造に支障をきたす沈下、浮上がり及び水平方向への移動が生じないことを図面等によって確認する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>①基礎に作用する押込方向、引抜方向、水平方向の応力に対して抵抗力があること。</u></p> <p><u>②構造計算によって基礎の抵抗力が与えられている場合は、当該設備の地盤特性（土質、N値等）が適切に設定されていること。</u></p> <p><u>③載荷試験によって基礎の抵抗力を確認している場合は、適切な試験方法で実施されていること。</u></p> <p><u>④水面に施設される設備のアンカーにおいては、アンカーごとの荷重の偏りを考慮して安全性が確認されていること。</u></p>	(新設)
<p><u>(8) アレイ面の最高の高さが9mを超える場合に必要な確認</u></p> <p><u>(a) 確認方法</u> <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）での工作物の規定に適合していることを図面等によって確認する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>①設備の基礎は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第38条の要求を満たしていること。</u></p> <p><u>②建築基準法施行令第65条に基づき、架台を構成する部材のうち圧縮力を負担する部材は、有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう）が支柱では200以下、それ以外の部材では250以下であること。</u></p> <p><u>③建築基準法施行令第66条に基づき、架台の支柱の脚部は国土交通大臣が定める基準（平成12年建設省告示第1456号）に従ったアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に緊結されていること。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>④支持物の接合部に用いる高力ボルト、ボルト及びリベットは、建築基準法施行令第68条の要求を満たしていること。</u></p> <p><u>⑤建築基準法施行令第69条に基づき、すべての方向の水平力に対して安全であるように、架台の架構には型鋼、棒鋼若しくは構造用ケーブルの斜材又は鉄筋コンクリート造の壁が釣合い良く配置されていること。</u></p> <p><u>⑥建築基準法施行令第93条に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣（平成13年国土交通省告示第1113号）が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めていること。ただし、地盤の許容応力度については、同条に示された数値を用いることができる。</u></p>	(新設)
<p><u>(9) 土砂の流出及び崩壊の防止に係る確認</u></p> <p><u>(a) 確認方法</u> <u>土地に自立して支持物を設置する場合、施設による土砂流出又は地盤の崩壊が生じていないことを確認する。</u> <u>設備の施設された土地が土砂流出及び地盤の崩壊のおそれがある場合に対して、排水工、法面保護工等の対策を講じている場合には、図面等のおり施工されていることを確認する。</u> <u>設備を施設する地盤が傾斜地である場合には、必要に応じて抑制工や抑止工が施されていることを確認する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>①設備の施設による土砂流出や地盤崩壊が生じていないこと。また、その兆候がみられないこと。</u></p> <p><u>②排水工、法面保護工などの抑止・抑制工が図面等のおりに施工されていること。</u></p>	(新設)
<p><u>(10) (略)</u></p>	(2) (略)
<p><u>B. 太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。）</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(a) 確認方法</u> <u>検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</u> <u>なお、判定基準の①、④を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>①必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第17条～第19条、第29条）</u></p>	(新設)

<p>②電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第33条、第35条)</p> <p>③電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第36条)</p> <p>④確認の対象となる電気工作物が図面等の記載事項どおりに施設されていること。</p>	
<p>(2) 絶縁抵抗測定</p> <p>(a) 確認方法</p> <p>①低圧電路の絶縁測定は必要と認められる回路について行うものとする。</p> <p>②絶縁抵抗の測定は、JIS C1302「絶縁抵抗計」に定められている絶縁抵抗計を使用するものとし、低圧の機器及び電路については、500V絶縁抵抗計を使用して測定する。</p> <p>③絶縁抵抗値は「1分値」を採用するものとする。ただし、被測定機器の静電容量が大きいため(長い地中ケーブル等を含む場合)短時間では絶縁抵抗計の指針が静止しないときは、指針が静止後の値を採用する。(3分以上測定を継続する必要はない。)</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>①低圧電路の電線相互間及び電路と大地との間の絶縁抵抗は、電路の使用電圧が300V以下で対地電圧が150V以下の電路では0.1MΩ以上、300V以下で対地電圧が150Vを超えるものは0.2MΩ以上、300Vを超える低圧電路では0.4MΩ以上であること。または、絶縁抵抗測定が困難な場合においては、当該電路の使用電圧が加わった状態における漏えい電流が、1mA以下であること。</p>	(新設)
<p>(3) 絶縁耐力試験</p> <p>(a) 確認方法</p> <p>太陽電池モジュールの使用電圧に応じて電技解釈第16条第5項に定められている試験電圧を印加する。ただし、電技解釈第16条第5項第2号に適合する絶縁性能を有することが確認できた太陽電池モジュールについては、現地での絶縁耐力試験は省略できるものとする。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>試験電圧を連続して10分間加えた後、絶縁抵抗測定を行い絶縁に異常のないこと。</p>	(新設)
<p>(4) 保護装置試験</p> <p>(a) 確認方法</p> <p>電技解釈第33条又は第36条で規定される保護装置ごとに、関連する継電器を手動等で接点を閉じるか又は実際に動作させることにより試験する。</p> <p>なお、逆変換装置が電技解釈第33条に適合することを示す第三者認証を取得しており、かつ、漏電遮断器が施設されている場合は、逆変換装置に係る保護装置試験を省略することができるものとする。ただし、この場合においても、漏電遮断器に対する保護装置試験は必要となる。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>関連する遮断器、故障表示器、警報装置、遮断器の開閉表示等が正常に動作すること。</p>	(新設)
<p>(5) 制御電源喪失試験</p> <p>(a) 確認方法</p> <p>発電設備を運転中に制御電源を喪失させたときに過渡変化する主要パラメータの測定並びに遮断器、開閉器等の開閉の状況及び警報、表示等を確認する。</p> <p>なお、本試験により確認すべき内容が保護装置試験、総合インターロック試験又は負荷遮断試験(現地で実施するものに限る。)と併せて行える場合は、複数の試験を同時に実施すること、逆変換装置が(b)判定基準に適合することを示す第三者認証を取得している場合についてはその範囲で省略すること、工場試験の結果から判断して支障ないと認められる場合は記録により確認することができるものとする。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>プラントが自動的、かつ、安全に規定の状態に移行すること及び測定結果に異常が認められないこと並びに遮断器、開閉器が正常に動作し、かつ警報、表示等が正常に出ること。</p>	(新設)
<p>(6) 負荷遮断試験</p> <p>(a) 確認方法</p> <p>発電設備出力の1/4負荷運転状態から負荷遮断し、異常のないことを確認した後、順次2/4、3/4、4/4負荷運転まで段階的に試験を行う。</p> <p>発電電圧について、過渡変化を記録できる測定機器(発電設備の構外に施設する監視制御装置等を含む。)により確認する。</p>	(新設)

なお、逆変換装置が (b) 判定基準に適合することを示す第三者認証を取得している場合についてはその範囲省略すること、必要な負荷運転での現地試験の実施が困難であった場合は、工場試験の結果から判断して支障ないと認められるものは記録により確認することができるものとする。

(b) 判定基準

負荷遮断後、発電電圧等負荷遮断時に過渡変化するパラメーターの変動が制限値内にあり、かつ、プラントは安全に規定の状態へ移行すること。

(7) 負荷試験 (出力試験)

(a) 確認方法

発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波 (電圧歪率または電流歪率) を測定機器 (発電設備の構外に施設する監視制御装置等を含む。)、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。

連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及び JEC-2470 (2017) (JEC-2470 (2018) にて追補) に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。

(b) 判定基準

発電設備の各装置の定格は図面等どおりであり、かつ、異常が認められないこと。

(新設)

(8) その他の各種試験及び確認

次の表の左欄に掲げる各種試験の確認方法及び判定基準については、同表の右欄に掲げる「I. 使用前自主検査の方法 4. 太陽電池発電所」の各種試験の各種試験の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。

各種試験の種類	準用する「I. 使用前自主検査の方法 4. 太陽電池発電所」の各種試験
① 接地抵抗測定	(2) 接地抵抗測定
② 遮断器関係試験	(6) 遮断器関係試験
③ 総合インターロック試験	(7) 総合インターロック試験

次の表の左欄に掲げる各種確認の確認方法及び判定基準については、同表の右欄に掲げる「II-1. 使用前自己確認の方法 3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備 A. 太陽電池発電所」の各種確認の確認方法及び判定基準の規定に準ずる。

各種確認の種類	準用する「II-1. 使用前自己確認の方法 3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備 A. 太陽電池発電所」の各種確認
① 設計荷重の確認	(2) 設計荷重の確認
② 支持物の構造の確認	(3) 支持物の構造の確認
③ 部材強度の確認	(4) 部材強度の確認
④ 使用材料の確認	(5) 使用材料の確認
⑤ 接合部構造の確認	(6) 接合部構造の確認
⑥ 基礎及びアンカー強度の確認	(7) 基礎及びアンカー強度の確認
⑦ アレイ面の最高の高さが9mを超える場合に必要の確認	(8) アレイ面の最高の高さが9mを超える場合に必要の確認
⑧ 土砂の流出及び崩壊の防止に係る確認	(9) 土砂の流出及び崩壊の防止に係る確認

(新設)

4. 風力発電所及び風力発電設備

(1) 外観検査

(a) 確認方法

検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。

4. 風力発電所

(1) 外観検査

(a) 確認方法

「I. 使用前自主検査の方法 5. 風力発電所 (1)外観検査」の規定に準ずる。

<p><u>なお、判定基準の②、③、④、⑩を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</u></p> <p>(b) 判定基準</p> <p>① <u>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条第10項)</u></p> <p>② <u>必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条)</u></p> <p>③ <u>高圧の機械器具の充電部が、取扱者が容易に触れないように施設されていること。(電技解釈第21条)</u></p> <p>④ <u>アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。(電技解釈第23条)</u></p> <p>⑤ <u>高圧電路中の過電流遮断器の開閉状態が容易に確認できること。(電技解釈第34条)</u></p> <p>⑥ <u>電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第33条、第34条、第35条)</u></p> <p>⑦ <u>電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第36条)</u></p> <p>⑧ <u>風力発電所の高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第37条)</u></p> <p>⑨ <u>ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第40条)</u></p> <p>⑩ <u>発電機、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第42条)</u></p> <p>⑪ <u>検査の対象となる電気工作物が図面等の記載事項どおりに施設されていること。</u></p>	<p>(b) 判定基準</p> <p><u>「I. 使用前自主検査の方法 5. 風力発電所 (1)外観検査」の規定に準ずる。この場合において、「工事計画書」とあるのは「図面等」と読み替えるものとする。</u></p>
<p><u>(2) 侵入防止措置の確認</u></p> <p>(a) <u>確認方法</u></p> <p><u>取扱者以外の者に風車が危険である旨が表示されていること、さく・へい及び施錠装置等の立入防止措置が講じていることを確認する。</u></p> <p>(b) <u>判定基準</u></p> <p>① <u>風車が危険である旨の表示がされていること</u></p> <p>② <u>風力発電設備周辺のさく・へい又は風車の支持物の出入口に立入を禁止する旨の標識等が表示されていること。</u></p> <p>③ <u>風力発電設備周辺のさく・へい又は風車の支持物の出入口に施錠装置等が施設されていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(3) 風車の安全停止の確認</u></p> <p>(a) <u>確認方法</u></p> <p><u>運転時に電源が遮断した場合において風車が設計上安全な状態を確保するような措置がとられていることを確認する。</u></p> <p>(b) <u>判定基準</u></p> <p>① <u>日本産業規格 J I S C 1 4 0 0 - 1 (2 0 1 7) 「設計要件」設計荷重ケース 2.4 において設計最大回転数を超えていないこと、若しくは C 1 4 0 0 - 2 (2 0 2 0) 「小形風車」設計荷重ケース 2.3 において設計最大回転数を超えていないこと。</u></p> <p>② <u>上記の無負荷試験において、異常な振動がないこと。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(4) 風車の雷保護装置の確認</u></p> <p>(a) <u>確認方法</u></p> <p><u>施工の際の構造計算書において設計地盤面から風車の翼の最高到達高が 20 メートルを超える場合は雷撃から保護さ</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>れていること確認する。</u></p> <p>(b) 判定基準</p> <p><u>雷撃によって生ずる電流を安全に地中に流すことができる雷保護が J I S C 1 4 0 0 - 2 4 (2 0 1 4) に適合していること。</u></p>																													
<p>(5) 圧油装置及び圧縮空気装置の耐力の確認</p> <p>(a) 確認方法</p> <p><u>圧油タンク及び空気タンクの材料及び構造が、最高使用圧力に対して十分に耐力があることを確認する。</u></p> <p>(b) 判定基準</p> <p><u>部品の強度計算書において、最高使用圧力に対する耐力があること。</u></p>	(新設)																												
<p>(6) 風車を支持する工作物のタワーの確認</p> <p>(a) 確認方法</p> <p><u>構造計算書及び構造に用いた鋼材の検査証明書を用いて支持物の構造の安全を確認する。</u></p> <p>(b) 判定基準</p> <p><u>① 構造計算書において適切な計算がなされていること。</u></p> <p><u>② 材料証明書を用いて適切な材料を用いたことが確認できること。</u></p> <p><u>③ 施工写真や施工管理記録等で工事の計画に従って工事が行われていることを確認できること。</u></p>	(新設)																												
<p>(7) 風車を支持する工作物の基礎の確認</p> <p>(a) 確認方法</p> <p><u>地盤調査報告書、構造計算書等を用いて基礎の安全性を確認する。</u></p> <p><u>施工時の写真等で適切な施工がされていることを確認する。</u></p> <p>(b) 判定基準</p> <p><u>① 地盤調査報告書等で設計上必要な地盤の耐力があるか確認できること。</u></p> <p><u>② 構造計算書で部材の耐力が外力よりも大きいことを確認できること。</u></p> <p><u>③ 施工写真や施工管理記録等で工事の計画に従って工事が行われていることを確認できること。</u></p>	(新設)																												
<p>(8) その他の各種試験</p> <p>次の表の左欄に掲げる各種試験の確認方法及び判定基準については、同表の右欄に掲げる「I. 使用前自主検査の方法 5. 風力発電所」の各種試験の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。<u>この場合において、「(5) 保護装置試験 (a) 検査方法」のうち「電技解釈第34条、第36条又は第43条で規定される保護装置ごと」とあるのは、「電技解釈第33条、第34条、第36条又は第43条で規定される保護装置ごと」と読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="100 1577 1130 1978"> <tr> <td>各種試験の種類</td> <td>準用する「I. 使用前自主検査の方法 5. 風力発電所」の各種試験</td> </tr> <tr> <td>①接地抵抗測定</td> <td>(2)接地抵抗測定</td> </tr> <tr> <td>②絶縁抵抗測定</td> <td>(3)絶縁抵抗測定</td> </tr> <tr> <td>③絶縁耐力試験</td> <td>(4)絶縁耐力試験</td> </tr> <tr> <td>④保護装置試験</td> <td>(5)保護装置試験</td> </tr> <tr> <td>⑤遮断器関係試験</td> <td>(6)遮断器関係試験</td> </tr> <tr> <td>⑥総合インターロック試験</td> <td>(7)総合インターロック試験</td> </tr> </table>	各種試験の種類	準用する「I. 使用前自主検査の方法 5. 風力発電所」の各種試験	①接地抵抗測定	(2)接地抵抗測定	②絶縁抵抗測定	(3)絶縁抵抗測定	③絶縁耐力試験	(4)絶縁耐力試験	④保護装置試験	(5)保護装置試験	⑤遮断器関係試験	(6)遮断器関係試験	⑥総合インターロック試験	(7)総合インターロック試験	<p>(2) その他の各種試験</p> <p>次の表の左欄に掲げる各種試験の確認方法及び判定基準については、同表の右欄に掲げる「I. 使用前自主検査の方法 5. 風力発電所」の各種試験の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1492 1577 2516 1978"> <tr> <td>各種試験の種類</td> <td>準用する「I. 使用前自主検査の方法 5. 風力発電所」の各種試験</td> </tr> <tr> <td>①接地抵抗測定</td> <td>(2)接地抵抗測定</td> </tr> <tr> <td>②絶縁抵抗測定</td> <td>(3)絶縁抵抗測定</td> </tr> <tr> <td>③絶縁耐力試験</td> <td>(4)絶縁耐力試験</td> </tr> <tr> <td>④保護装置試験</td> <td>(5)保護装置試験</td> </tr> <tr> <td>⑤遮断器関係試験</td> <td>(6)遮断器関係試験</td> </tr> <tr> <td>⑥総合インターロック試験</td> <td>(7)総合インターロック試験</td> </tr> </table>	各種試験の種類	準用する「I. 使用前自主検査の方法 5. 風力発電所」の各種試験	①接地抵抗測定	(2)接地抵抗測定	②絶縁抵抗測定	(3)絶縁抵抗測定	③絶縁耐力試験	(4)絶縁耐力試験	④保護装置試験	(5)保護装置試験	⑤遮断器関係試験	(6)遮断器関係試験	⑥総合インターロック試験	(7)総合インターロック試験
各種試験の種類	準用する「I. 使用前自主検査の方法 5. 風力発電所」の各種試験																												
①接地抵抗測定	(2)接地抵抗測定																												
②絶縁抵抗測定	(3)絶縁抵抗測定																												
③絶縁耐力試験	(4)絶縁耐力試験																												
④保護装置試験	(5)保護装置試験																												
⑤遮断器関係試験	(6)遮断器関係試験																												
⑥総合インターロック試験	(7)総合インターロック試験																												
各種試験の種類	準用する「I. 使用前自主検査の方法 5. 風力発電所」の各種試験																												
①接地抵抗測定	(2)接地抵抗測定																												
②絶縁抵抗測定	(3)絶縁抵抗測定																												
③絶縁耐力試験	(4)絶縁耐力試験																												
④保護装置試験	(5)保護装置試験																												
⑤遮断器関係試験	(6)遮断器関係試験																												
⑥総合インターロック試験	(7)総合インターロック試験																												

	接合部構造の確認	判定基準	(略)	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無				
7	基礎及びアンカー強度の確認	確認方法	(略)	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	-	-	-	-
		判定基準	(略)	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無				
8	アレイ面の最高の高さが9mを超える場合に必要の確認	確認方法	(略)	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	-	-	-	-
		判定基準	(略)	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無				
9	土砂の流出及び崩壊の防止に係る確認	確認方法	(略)	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	=	=	=	=
		判定基準	(略)	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無				
10 ～ 19	(略)											

- (1) この欄は、現地試験が困難で工場作動試験結果等の記録による確認で代替する場合には「無」とすること。
(2) この欄には、使用前自己確認を実施した者及び主任技術者（小規模事業用電気工作物である場合は不要。）の氏名、確認に係る業務を委託して行った場合（小規模事業用電気工作物である場合に限る）は、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先を記載すること

		(新設)	(新設)									
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)									
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)									
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
2 ～ 11	(略)											

- (1) この欄は、現地試験が困難で工場作動試験結果等の記録による確認で代替する場合には「無」とすること。
(2) この欄には、使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名を記載すること

4	風車の電保護装置の確認	確認方法 (略)	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	—	—	—	—	(新設)										
	判定基準	(略)	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	—	—	—	—	(新設)										
5	圧油装置及び圧縮空気装置の耐力の確認	確認方法 (略)	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	—	—	—	—	(新設)										
	判定基準	(略)	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	—	—	—	—	(新設)										
6	風車を支持する工物のタワーの確認	確認方法 (略)	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	—	—	—	—	(新設)										
	判定基準	(略)	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	—	—	—	—	(新設)										
7	風車を支持する工物の基礎の確認	確認方法 (略)	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	—	—	—	—	(新設)										
	判定基準	(略)	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	—	—	—	—	(新設)										
8 ～ 17	(略)											(略)										

(1)この欄は、現地試験が困難で工場作動試験結果等の記録による確認で代替する場合には「無」とすること。

(2)この欄には、使用前自己確認を実施した者及び主任技術者（小規模事業用電気工作物である場合は不要。）の氏名、確認に係る業務を委託して行った場合（小規模事業用電気工作物である場合に限る）は、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先を記載すること。

(1)この欄は、現地試験が困難で工場作動試験結果等の記録による確認で代替する場合には「無」とすること。

(2)この欄には、使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名を記載すること